

# 令和4年度公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）実施要領

## 1 趣旨

この要領は、盛岡市市民協働推進事業補助金交付要綱（令和2年告示第159号）第2第2号に規定する公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

市が社会的・地域的な課題と考えるテーマに基づき、市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市の社会的・地域的課題の解決並びに市民活動団体等及び市の協働を推進することを目的とする。

## 3 概要

市は、市があらかじめ設定したテーマに基づき市民活動団体等から事業を募集し、その中から公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

## 4 募集する事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる次のテーマに基づく事業。

<p><b>テーマ1</b></p> <p><b>高校生などが地域において学びを得られる機会の提供</b></p> <p><b>（市担当課：市長公室 都市戦略室）</b></p>	<p><b>（テーマ設定・募集の意図）</b></p> <p>第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、若者の地元定着に取り組んでいるところですが、転出者が転入者を上回る「転出超過」の状態が続いています。こうした中で、進学や就職などで県外に転出する前に、地域に対する愛着を持つことでUターンにつながることを期待されています。</p> <p>こうした背景を踏まえて、若者の愛郷心を涵養し、地元定着促進を目的として、高校生、専門学校生、大学生などが本市における地域課題に触れ、また地域で活動する人々と交流する機会を提供することを目指します。</p> <p><b>（事業例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・盛岡という星で BASE STATIONで実施された高校生の探究活動交流会 <a href="https://planetmorioka.jp/%e5%8f%82%e5%8a%a0%e8%80%85%e5%8b%9f%e9%9b%86%e4%b8%ad%ef%bc%81%e3%80%90%e9%ab%98%e6%a0%a1%e7%94%9f%e5%af%be%e8%b1%a1%e3%80%91%e7%9b%9b%e5%b2%a1%e3%81%a8%e3%81%84%e3%81%86%e6%98%9f%e3%81%a7%e3%82%bf/">https://planetmorioka.jp/%e5%8f%82%e5%8a%a0%e8%80%85%e5%8b%9f%e9%9b%86%e4%b8%ad%ef%bc%81%e3%80%90%e9%ab%98%e6%a0%a1%e7%94%9f%e5%af%be%e8%b1%a1%e3%80%91%e7%9b%9b%e5%b2%a1%e3%81%a8%e3%81%84%e3%81%86%e6%98%9f%e3%81%a7%e3%82%bf/</a></li><li>・文京区b-lab <a href="https://www.katariba.or.jp/activity/project/b-lab/">https://www.katariba.or.jp/activity/project/b-lab/</a></li><li>・「出張授業カタリ場」プログラム <a href="https://www.katariba.or.jp/activity/project/katariba/">https://www.katariba.or.jp/activity/project/katariba/</a></li></ul>
---	---

<p><b>テーマ 2</b></p> <p><b>NPO法人等による町内会・自治会等への課題解決アプローチ</b></p> <p>(市担当課：市民部 市民協働推進課)</p>	<p><b>(テーマ設定・募集の意図)</b></p> <p>盛岡市が令和3年度から実施する「盛岡市地域づくり協働推進計画」において、町内会・自治会は、地域で様々な活動を行い、地域づくりを担っていることから、地域づくりの意欲の醸成には、その組織継続と活性化が肝要であるとしています。しかし、町内会・自治会の多くは、担い手不足や高齢化が著しく、抱えている地域課題に対して、専門知識、活動情報、人材などの支援が求められています。そこで、専門知識等を有するNPO法人等がアドバイザーとなり、行政と協働で町内会・自治会等の活動への支援に取り組む事業を募集します。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会等との地域課題への対応策を検討するワークショップの開催。</li> <li>・町内会・自治会等の運営体制の見直しの支援（アドバイスや成功事例の紹介など）。</li> </ul>
<p><b>テーマ 3</b></p> <p><b>性の多様性に対する理解を広げる取組</b></p> <p>(市担当課：市民部 男女共同参画推進室)</p>	<p><b>(テーマ設定・募集の意図)</b></p> <p>誰もが自分らしく持てる能力を発揮することができる社会を実現するためには、多様な存在を理解し尊重しあう意識づくりが不可欠ですが、性的マイノリティ（LGBT等）の方々については、いまだに社会において、理解が進まないことが課題であるといえます。</p> <p>そこで、例えば、企業や店舗等の協力を得て、シンボルであるレインボーカラーのグッズを店頭に掲示するなど、これまで関心のなかった方が、日常の中で目に触れるような機会を通じて認知を広めながら、市民が、LGBT等に対する理解を深め、多様な人が共に活躍する社会への共感が広がることを目指すものです。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レインボーフラッグ（グッズ）の作成、作成したグッズを活用し企業・店舗等と協力体制による市民への周知啓発</li> <li>・性の多様性への理解を促すチラシの作成、企業・店舗等への配布掲示依頼</li> </ul>
<p><b>テーマ 4</b></p> <p><b>震災記憶の風化防止に向けた取組</b></p> <p>(市担当課：総務部 危機管理防災課)</p>	<p><b>(テーマ設定・募集の意図)</b></p> <p>東日本大震災から11年が経過しましたが、今もなお、沿岸地域では懸命な復興活動が続けられ、また、市内には約1,000人もの被災された方々が生活を送っています。</p> <p>これまで、沿岸被災地から市内に転入した方に対する直接的な支援のほか、甚大な被害を受けた沿岸地域に対する後方支援に努めてきたところではありますが、同じ被災県にありながら、内陸部に位置する当市は震災の影響が少なかったことから、震災記憶の風化が懸念されています。</p> <p>このことから、市民の震災記憶風化防止と、震災の経験から得た教訓を未来に繋ぐための事業を募集します。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の経験から得た教訓を語る市民フォーラム開催事業</li> <li>・震災の記憶を、小・中学生に語り継ぐ事業</li> <li>・被災者とともに行うサロン、ワークショップ</li> <li>・震災からの学びを防災意識の向上に繋ぐ事業</li> </ul>

<p><b>テーマ 5</b></p> <p><b>若者及び子育て世代へ向けた防災意識の向上への取組</b></p> <p>(市担当課：総務部 危機管理防災課)</p>	<p><b>(テーマ設定・募集の意図)</b></p> <p>防災意識の向上については、毎年実施する総合防災訓練のほか、自主防災組織や町内会・自治会が実施する防災訓練の支援や防災講座の開催などを通じ取組を進めていますが、そのような場に若者や子育て世代の参加が少ないのが現状となっています。</p> <p>市の防災力の向上のためには、多くの市民による「自助・共助」の取組が必要となることから、若者や子育て世代をターゲットにした、防災への関心を高めてもらう事業を募集するものです。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食に注目した防災講座（ローリングストック、非常食）</li> <li>・防災マップの見方を知る事業（住宅建設を考えている世帯向け）</li> <li>・防災グッズの製作ワークショップ</li> <li>・ゲーム型の防災訓練（位置情報ゲーム活用、スタンプラリーなど）</li> <li>・親子向け防災情報冊子の作製</li> </ul>
<p><b>テーマ 6</b></p> <p><b>みんなで地域の移動手段を考えましょう</b></p> <p>(市担当課：建設部 交通政策課)</p>	<p><b>(テーマ設定・募集の意図)</b></p> <p>市は、交通空白地区(*)を解消する移動手段の確保・導入を地域公共交通網形成計画の取り組みに掲げています。</p> <p>交通空白地区の地区内や鉄道・路線バスに乗り継ぐ拠点までの交通サービスは、地域が主体になり検討することでより地域の実態に合った内容になることが期待されます。</p> <p>地域・交通事業者・行政などの多様な団体・事業者等が協働しながら課題の把握や整理、交通サービスの選択や運行内容を検討し、試験運行を行う取り組みを募集するものです。</p> <p>(*)公共交通空白地区：鉄道駅を中心に半径800m、バス停を中心に半径300mの範囲以外</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の調査（例：アンケート、ヒアリング）</li> <li>・先行事例調査（例：現地調査、説明者招聘）</li> <li>・勉強会・意見交換会</li> <li>・地域に必要な交通サービスと運行内容の検討</li> <li>・試験運行</li> <li>・取り組み内容の広報 など</li> </ul>
<p><b>テーマ 7</b></p> <p><b>地域密着型の結婚支援</b></p> <p>(市担当課：子ども未来部 子ども青少年課)</p>	<p><b>(テーマ設定・募集の意図)</b></p> <p>本市の人口の自然減は、未婚化、晩婚化など、複合的な要因によって生じており、結婚を希望しながらも相手に巡り会えない若年世代等に対し、良質な出会いの創出から結婚までのトータルサポートが求められています。</p> <p>そこで、地域に根ざした結婚支援の活動を希望するボランティアの育成と、支援を必要とする独身者とボランティアが繋がるよう活動の支援を行い、地域全体で結婚への機運の醸成を図ろうとするものです。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お見合いを組むための情報交換会の開催</li> <li>・婚活イベントの実施</li> </ul>

## 5 応募要件

- (1) 市民を対象とし，かつ市民ニーズが反映された事業であること。
- (2) 特定の個人や団体の利益に資する事業でないこと。
- (3) 提案する事業が市を含む法人等の補助を受けていないこと。
- (4) 提案する事業のテーマを設定した市担当課と，事業の目的や実施内容，役割分担等について，事前に協議を済ませていること。
- (5) これまでの選定事業と同一の目的及び内容となる事業の場合は，通算で3回以内であること。
- (6) 令和5年3月31日（金）までに事業を完了すること。

## 6 応募者の資格

- (1) 盛岡市内に主たる事務所を有し，又は盛岡市内で活動実績があり，提案する事業を確実に遂行できる市民活動団体等であること。
- (2) 営利活動，政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 実施事業のプロセス，効果，課題等について検証した結果を公表することについて同意できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

## 7 補助対象経費

- (1) 提案する事業を実施するために，直接必要な経費。なお，団体の運営経費は対象外とする。
- (2) ボランティアとして参加する者の賃金は経費に算入しても構わないが，積算するにあたってはその団体が雇用している臨時職員の賃金の単価を使用すること。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は，原則として対象外とする。

## 8 補助額

補助額は，補助対象経費の5分の4以内とする（その額が50万円を超えるときは，50万円まで）。ただし，補助対象経費が10万円未満の事業については補助対象経費の額，10万円以上12万5,000円以下の事業については10万円とする。

なお，補助額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

## 9 応募方法

- (1) 応募期限

令和4年5月12日（木）17時（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参又は郵送で提出すること。

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体の概要（様式第4号）
- オ 事業実施に向けたチェックシート（様式第5号）
- カ 定款，会則又はこれに代わるもの（任意様式）
- キ 前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）
- ク 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）
- ケ 参考資料（団体のパンフレット等）

(3) 提出先

盛岡市内丸12番2号 盛岡市市民部市民協働推進課協働推進係

(4) その他

- ア 応募に要する費用は，応募者の負担とする。
- イ 応募書類は，返却しない。

## 10 選考方法

- (1) 応募された事業は，市民協働推進課において書類審査を行う。書類審査の結果は，選考委員会の詳細と併せて，応募者及び協働担当課あて文書にて通知する。
- (2) 書類審査で応募要件を満たしていることを確認された事業は，市民協働推進事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において，書類及び公開プレゼンテーションを元に審査を行う。選考委員会は5月下旬頃の開催を予定しているが，応募者及び協働担当課は選考委員会に出席すること。  
※選考委員会の日程及び審査方法は変更になる可能性あり。
- (3) 選考委員会において上位の評価を受けた事業から順に，予算の範囲内で，選定事業及び補助額を決定する。
- (4) 補助申請額が予算残額を超える場合は，応募者と協議して補助額を決定する。
- (5) 選考委員会の評価が一定の基準に満たない場合は，予算の範囲内であっても補助金交付対象外とする。

## 11 選考基準

- (1) 市民のニーズに合っているか。

- (2) 公益的な事業であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。
- (4) 予算の見積もりは適正か。
- (5) 事業実施後の団体の運営に持続性があるか。
- (6) 将来的な事業効果が見込めるか。
- (7) 独創性のある事業であるか。
- (8) 応募者と市が協働することにより相乗効果が期待できるか。

## 12 関係書類の保管等

選定事業の事業者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、5年間保管すること。

## 13 その他

- (1) 選定事業を実施するに当たっての詳細事項について、市との協議が整った後に補助金を交付する。なお、選定後に事業内容の一部変更を申し出た場合、当初計画書及び予算書に記載のない事業に係る費用については、原則として補助対象外とする。
- (2) 選定事業の事業者は、事業終了後は、実施事業のプロセス、効果、課題等について検証の上、事業報告書を令和5年3月31日（金）までに市に提出すること。  
※選定事業の事業者と市担当課の双方で上記検証を行い、その内容を共有すること。
- (3) 市が主催する事例発表会や市公式ホームページ等で、事業の成果などの報告を求めることがあるので協力すること。
- (4) 選定事業の実施に際し、「盛岡市市民協働推進事業補助金」を活用した事業であることを公表すること（チラシやパンフレット、ポスターなどの印刷物、看板、成果物に明記すること。）。